

町

／耕作放棄地の再生を支援します／

遊休農地リフォーム

(有田川町耕作放棄地再生事業補助金)

荒れた農地をリフォームし、新たに耕作を開始する
農業者をサポートします

申請者は事前に、農地所有者との貸借権の設定が必要です

補助額

※最大

50万円

(1 aあたり1万円)

※その他条件により変動あり

受付開始

5/16

- ◆ 予算の上限に達し次第終了となります
- ◆ 農地によっては対象にならない場合も
ございますので、事前にご相談下さい
- ◆ 申請前の事前着工は認められません

申請に関する詳細は裏面



お問い合わせ／有田川町役場 産業課

☎ : 0737-22-4504

MAIL : n.sangyo@town.aridagawa.lg.jp

補助金額

	1 aあたり	上限額 (一経営体における年度額)
農地を貸借する場合	10,000円	500,000円
自己(家族含む)所有地の 場合	5,000円	250,000円

対象者

1. 本町内に住所を有し耕作放棄地を耕作する意思のある者又は農地所有適格法人等
2. 耕作放棄地解消及び拡大防止に寄与する事業に自主的に取り組むもの
3. 農地の貸借権について10年以上の権利を設定し許可を受けた者であって、10年以上継続して農作物を作付けするもの
4. 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に事業を行うと見込まれるもの
5. この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している町税及び国民健康保険税に未納がないもの
6. 有田川町暴力団排除条例(平成23年有田川町条例第13号)第2条第2号の暴力団員若しくは同条第1号の暴力団と密接な関係を有する者を含む団体等と認められないもの

対象農地と注意点

1. 当町内に在する耕作放棄地であること
2. 補助対象農地の面積は、公簿面積とする。ただし、その一部を対象とする場合は実測値とする
3. 補助対象農地の面積は、1アール未満は切り捨てとする

注意点)

1. 農地の貸借について、同一の当事者間で繰り返し行われた農地については対象外
2. 国の補助事業（中山間地域等直接支払交付金など）の交付対象地は適用できません
3. 国、県が補助金等を交付する事業であって、当事業と同様の事業内容で補助金等が交付されている農地については対象外

その他

1. 事業終了後、リフォーム後の耕作状況を年に一度、10年間に渡り報告いただきます
2. 交付申請及び交付決定があったのち、事業を実施して下さい。事前着工は認めません



和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業

県の事業で、同じような遊休農地リフォーム補助事業があります。
町事業とは補助率等違いがありますので、どちらを活用するかは選択ください。

問合せ先：有田川町役場産業課、有田振興局農業水産振興課 など